

平成二年運輸省令第二十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 貨物自動車運送事業
 - 第一節 貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項（第二条の二―第十五条）
 - 第二節 乗務員が遵守すべき事項（第十六条・第十七条）
 - 第三節 運行管理者の選任等（第十八条―第二十三条）
 - 第四節 運行管理者資格者証（第二十四条―第二十八条）
 - 第五節 運行管理者試験（第二十九条―第三十三条）
 - 第三章 特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用（第三十四条）
 - 第四章 指定試験機関（第三十五条―第四十七条）
 - 第五章 雑則（第四十七条の二―第四十九条）
- 附則
- 第一章 総則
 - （趣旨）
 - 第一条 貨物自動車運送事業法（第二十九条第一号イを除き、以下「法」という。）に基づく貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項については、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
 - （用語）
 - 第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
 - 第二章 貨物自動車運送事業者
 - 第一節 貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項
 - （輸送の安全）
 - 第二条の二 貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
 - （安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）
 - 第二条の三 法第十六条第一項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）

の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が二百両であることをとする。

（安全管理規程の届出）

第二条の四 法第十六条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日（事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日）までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 安全管理規程の実施予定日
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 設定した安全管理規程
 - 二 その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類
- 3 法第十六条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更後の安全管理規程の実施予定日
 - 三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
 - 四 変更を必要とする理由
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後の安全管理規程
 - 二 その他変更後の安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類
- （安全管理規程の内容）
- 第二条の五 法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。
 - 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
 - イ 基本的な方針に関する事項
 - ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めへの遵守に関する事項
 - ハ 取組に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する次に掲げる事項

（安全統括管理者の要件）

第二条の六 法第十六条第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十六条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

- 一 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者
- イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
- ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
- ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者

項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

（過労運転等の防止）

第三条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）又は特定自動運行保安員（特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下同じ。）の用に供する特定自動運行事業用自動車（事業用自動車）のうち、貨物自動車運送事業の用に供する特定自動運行用自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をい

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任し、又は解任した年月日
- 四 前項の安全統括管理者選任届出書には、選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。
- （一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表）
- 第二条の八 一般貨物自動車運送事業者等は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）第二十六条又は第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

う。)をいう。以下同じ。)の運行の安全の確保に
関する業務を行う者をいう。以下同じ。)を
常時選任しておくなければならない。

2 前項の規定により選任する運転者及び特定自
動運行保安員は、日々雇入れられる者、二月
以内の期間を定めて使用される者又は試みの使
用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用さ
れるに至つた者を除く。)であつてはならない。

3 貨物自動車運送事業者は、運転者、特定自動
運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補
助に従事する従業員(以下「乗務員等」とい
う。)が有効に利用することができるよう、
休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡
眠を与える必要がある場合に於ては睡眠に必
要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切
に管理し、及び保守しなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のた
めの時間及び勤務が終了した後の休息のための
時間が十分に確保されるように、国土交通大臣
が告示で定める基準に従つて、運転者の勤務時
間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを
遵守させなければならない。

5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態
にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に
従事させてはならない。

6 貨物自動車運送事業者は、乗務員等の健康状
態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他
の理由により安全に運行の業務を遂行し、又は
その補助をすることができないおそれがある乗
務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させ
てはならない。

7 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長
距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつ
て、疲労等により安全な運転を継続することが
できないおそれがあるときは、あらかじめ、当
該運転者と交替するための運転者を配置してお
かなければならない。

8 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運
送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運
行系統であつて起点から終点までの距離が百キ
ロメートルを超えるものに、次に掲げる事
項について事業用自動車の運行の業務に関する
基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗
務員等に対する適切な指導及び監督を行わな
ければならない。

一 主な地点間の運行時分及び平均速度
二 乗務員等が休憩又は睡眠をする地点及び
時間

三 前項の規定により交替するための運転者を
配置する場合に於ては、運転を交替する
地点

(特定自動運行保安員の業務等)

第三条の二 貨物自動車運送事業者は、次の各号
のいずれかに掲げる措置を講じなければ、特定
自動運行事業用自動車を貨物の運送の用に供し
てはならない。

一 当該特定自動運行事業用自動車に特定自動
運行保安員を乗務させ、又はこれと同等の措
置を行うこと。

二 次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定自動運行事業用自動車に積載された
貨物の状況を確認することができ装置を
当該特定自動運行事業用自動車に備えるこ
と。

ロ 営業所その他の適切な業務場所に特定自
動運行保安員を配置し、当該特定自動運行
保安員に道路交通法施行規則(昭和三十
五年総理府令第六十号)第九条の二十九に規
定する遠隔監視装置その他の装置を用いて
遠隔から運行の安全の確保に関する業務を
行わせること。

2 特定自動運行貨物運送を行う貨物自動車運送
事業者は、前項その他輸送の安全に関する規定
に基づく措置を適切に講ずることができよう
う、必要な体制を整備しなければならない。

3 特定自動運行貨物運送を行う貨物自動車運送
事業者は、特定自動運行保安員に対し、特定自
動運行事業用自動車の運行の業務について、次
に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びて事業用自動車の運行の業務に
従事しないこと。
二 過積載をした特定自動運行事業用自動車の
運行の業務に従事しないこと。
三 特定自動運行事業用自動車に貨物を積載す
るときは、第五条に定めるところにより積載
すること。

4 特定自動運行事業用自動車の故障等により
踏切内で運行不能となつたときは、速やかに
列車に対し適切な防護措置をとること。
貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保
のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げ
る事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を
貨物自動車運送事業者に申し出ること。
二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により
安全に業務を遂行することができないおそれ

があるときは、その旨を貨物自動車運送事業
者に申し出ること。

三 特定自動運行事業用自動車の運行中に当該
特定自動運行事業用自動車の重大な故障を發
見し、又は重大な事故が発生するおそれがあ
ると認めるときは、直ちに、運行を中止し、
貨物自動車運送事業者に報告すること。

四 業務を終了して他の特定自動運行保安員と
交替するときは、交替する特定自動運行保安
員に対し、当該業務に係る特定自動運行保安
員用自動車、道路及び運行の状況について通告
すること。

五 他の特定自動運行保安員と交替して業務を
開始しようとするときは、当該他の特定自動
運行保安員から前号の規定による通告を受
け、当該特定自動運行事業用自動車の制動装
置、走行装置その他の重要な装置の機能につ
いて点検すること。

(点検整備)

第三条の三 貨物自動車運送事業者は、道路運送
車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規
定によるもののほか、事業用自動車の点検及び
整備について、次に掲げる事項を遵守しなけれ
ばならない。

一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行す
る道路の状況、走行距離その他事業用自動車
の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の
基準を作成し、これに基づいて点検をし、必
要な整備をすること。
二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運
送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及
び整備に関する記録簿に記載し、これを保存
すること。

(点検等のための施設)

第三条の四 貨物自動車運送事業者は、事業用自
動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検
及び清掃のための施設を設けなければならない。

(整備管理者の研修)

第三条の五 貨物自動車運送事業者は、道路運送
車両法第五十条第一項の規定により選任した整
備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局
長が行う研修を受けさせなければならない。

一 整備管理者として新たに選任した者
二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の
翌年度の末日を経過した者
(過積載の防止)

第四条 貨物自動車運送事業者は、過積載による
運送の防止について、運転者、特定自動運行保

安員その他の従業員に対する適切な指導及び監
督を怠つてはならない。

(貨物の積載方法)

第五条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車
に貨物を積載するときは、次に定めるところに
よらなければならない。

一 偏荷重が生じないように積載すること。
二 貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動
車から落下することを防止するため、貨物に
ロープ又はシートを掛けること等必要な措置
を講ずること。

(通行の禁止又は制限等違反の防止)

第五条の二 貨物自動車運送事業者は、次に掲げ
る行為の防止について、運転者又は特定自動
運行保安員(以下「運転者等」という。)に対す
る適切な指導及び監督を怠つてはならない。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第
四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第
一項の政令で定める最高限度を超える車両の
通行に関し同法第四十七条の二第一項の規定
により道路管理者が付した条件に違反して事
業用自動車を通行させること。
二 道路法第四十七条第三項の規定による禁止
若しくは制限に違反し、又は同項の規定によ
り通行が禁止され、若しくは制限されている
道路の通行に関し同法第四十七条の二第一項
の規定により道路管理者が付した条件に違反
して道路を通行すること。

(自動車庫庫の位置)

第六条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車
の保管の用に供する自動車庫を営業所に併設
しなければならない。ただし、自動車庫を営
業所に併設して設けることが困難な場合にお
いて、当該自動車庫を当該営業所から自動車
の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和
三十七年政令第三百二十九号)第一条第一号に規
定する距離を超えない範囲で設けるとときは、こ
の限りでない。

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車
の運行の業務に従事しようとする運転者等に対
して対面により、又は対面による点呼と同等の
効果を有するものとして国土交通大臣が定める
方法(運行上やむを得ない場合は電話その他の
方法。次項において同じ。)により点呼を行い、
次の各号に掲げる事項について報告を求め、及
び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安

全を確保する

全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

一 運転者に対しては、酒気帯びの有無
二 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足
その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

三 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認
四 特定自動車運行保安員に対しては、特定自動車運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動車運行装置（道路運送車両法第四十一条第一項第二十号に規定する自動車運行装置をいう。）の設定の状況に関する確認

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者等が他の運転者等と交替した場合にあっては、当該運転者等が交替した運転者等に対して行った第三條の二第四項第四号又は第十七條第四号の規定による通告についても報告を求めなければならない。

3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができず、業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転

者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。
5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等とともに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
一点呼を行った者及び点呼を受けた運転者等の氏名
二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
三 点呼の日時
四 点呼の方法
五 その他必要な事項
（業務の記録）

第八條 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
一 運転者等の氏名
二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
三 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離
四 業務を交替した場合にあっては、その地点及び日時
五 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、次に掲げる事項
イ 貨物の積載状況
ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項
（一）集貨地点等
（二）集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
（三）集貨地点等に到着した日時
（四）集貨地点等における積み込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

（一）集貨地点等
（二）集貨地点等から出発した日時
（三）集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限り。）にあっては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあっては、（一）及び（二）に掲げる事項を除く。）
（一）集貨地点等
（二）荷役作業等の開始及び終了の日時
（三）荷役作業等の内容
（四）（一）から（三）までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

七 道路運送法第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百号）第二条に規定する事故（第九條の二及び第九條の五第一項において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因
八 第九條の三第三項の指示があった場合にあっては、その内容

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十八條の二第二項の規定に適合する運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。
（運行記録計による記録）

第九條 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者等の業務につ

て、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
一 車両総重量が七トン以上又は最大積載量が四トン以上の普通自動車である事業用自動車
二 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車
三 前二号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車
第九條の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。
一 乗務員等の氏名
二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
三 事故の発生日時
四 事故の発生場所
五 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名
六 事故の概要（損害の程度を含む。）
七 事故の原因
八 再発防止対策
（運行指示書による指示等）

第九條の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七條第三項に規定する業務を含む運行（二）に、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。
一 運行の開始及び終了の地点及び日時
二 乗務員等の氏名
三 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
四 運行に際して注意を要する箇所的位置
五 乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
七 その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行

第九條の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。
一 乗務員等の氏名
二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
三 事故の発生日時
四 事故の発生場所
五 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名
六 事故の概要（損害の程度を含む。）
七 事故の原因
八 再発防止対策
（運行指示書による指示等）

第九條の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七條第三項に規定する業務を含む運行（二）に、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。
一 運行の開始及び終了の地点及び日時
二 乗務員等の氏名
三 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
四 運行に際して注意を要する箇所的位置
五 乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
七 その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行

第九條の二 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。
一 乗務員等の氏名
二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
三 事故の発生日時
四 事故の発生場所
五 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名
六 事故の概要（損害の程度を含む。）
七 事故の原因
八 再発防止対策
（運行指示書による指示等）

第九條の三 一般貨物自動車運送事業者等は、第七條第三項に規定する業務を含む運行（二）に、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。
一 運行の開始及び終了の地点及び日時
二 乗務員等の氏名
三 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
四 運行に際して注意を要する箇所的位置
五 乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
七 その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行

指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者等が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者等に第七条第三項に規定する業務を行わせることとなった場合には、当該業務を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4 一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

第九条の五 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 事業者の氏名又は名称
- 三 運転者等の氏名、生年月日及び住所
- 四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日
- 五 運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
- ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

六 事故を引き起こした場合は、その概要

七 道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

八 運転者等の健康状態

九 運転者に対しては、第十條第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十 運転者等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2 一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者等は、特定自動車運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動車運行保安員でなくなった場合には、直ちに、当該特定自動車運行保安員に係る第一項の運転者等台帳に特定自動車運行保安員でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

第十条 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めることにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に關して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第十二條の二及び第十二條の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- 一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

二 運転者として新たに雇入れられた者

三 高齢者（六十五才以上の者をいう。）

3 貨物自動車運送事業者は、特定自動車運行事業用自動車の特定自動車運行保安員に対し、特定自動車運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員等に対する適切な指導をしなければならない。

5 貨物自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

第十一条 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第十二條 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するために乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。

第十二條の二 第十條第二項の認定は、適性診断を実施しようとする者の申請により行う。

2 第十條第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 適性診断に係る業務を行うおとす主たる事務所の名称及び所在地
 - 三 適性診断の種類
 - 四 その他国土交通大臣が告示で定める事項
- 3 前項の申請書には、適性診断に係る業務を行うおとす職員、適性診断の実施の方法その他の事項についての適性診断の実施に関する計画（次条第一項及び第十二條の四において「適性

診断の実施計画」という。）その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。（認定の基準等）

第十二條の三 国土交通大臣は、前條の規定による認定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 適性診断の実施計画が適性診断の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 適性診断の実施計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

2 国土交通大臣は、前條の規定による認定の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第十條第二項の認定をしてはならない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十二條の九の規定により第十條第二項の認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 適性診断に係る業務を行う役員のうちに第一号に該当する者がある者

第十二條の四 第十條第二項の認定を受けた適性診断を実施する者（次条から第十二條の十までにおいて「適性診断の実施者」という。）は、公正に、かつ、第十條第二項の認定に係る適性診断の実施計画に従い、適性診断を実施しなければならない。

第十二條の五 適性診断の実施者は、第十二條の二第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

- 2 前項の変更の認定を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書に国土交通大臣が告示で定める書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 第十二條の三の規定は、第一項の変更の認定について準用する。
- 4 適性診断の実施者は、第十二條の二第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項について変更

以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

2 前項に規定する経験は、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもって代えることができる。

3 第十二条の二から第十二条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第十条第二項」とあるのは「第三十一条第二項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二	第十二条の三	第十二条の四	第十二条の五	第十二条の六	第十二条の七	第十二条の八	第十二条の九	第十二条の十	第十二条の十一	第十二条の十二	第十二条の十三	第十二条の十四	第十二条の十五	第十二条の十六	第十二条の十七	第十二条の十八	第十二条の十九	第十二条の二十	第十二条の二十一	第十二条の二十二	第十二条の二十三	第十二条の二十四	第十二条の二十五	第十二条の二十六	第十二条の二十七	第十二条の二十八	第十二条の二十九	第十二条の三十	第十二条の三十一	第十二条の三十二	第十二条の三十三	第十二条の三十四	第十二条の三十五	第十二条の三十六	第十二条の三十七	第十二条の三十八	第十二条の三十九	第十二条の四十	第十二条の四十一	第十二条の四十二	第十二条の四十三	第十二条の四十四	第十二条の四十五	第十二条の四十六	第十二条の四十七	第十二条の四十八	第十二条の四十九	第十二条の五十	第十二条の五十一	第十二条の五十二	第十二条の五十三	第十二条の五十四	第十二条の五十五	第十二条の五十六	第十二条の五十七	第十二条の五十八	第十二条の五十九	第十二条の六十	第十二条の六十一	第十二条の六十二	第十二条の六十三	第十二条の六十四	第十二条の六十五	第十二条の六十六	第十二条の六十七	第十二条の六十八	第十二条の六十九	第十二条の七十	第十二条の七十一	第十二条の七十二	第十二条の七十三	第十二条の七十四	第十二条の七十五	第十二条の七十六	第十二条の七十七	第十二条の七十八	第十二条の七十九	第十二条の八十	第十二条の八十一	第十二条の八十二	第十二条の八十三	第十二条の八十四	第十二条の八十五	第十二条の八十六	第十二条の八十七	第十二条の八十八	第十二条の八十九	第十二条の九十	第十二条の九十一	第十二条の九十二	第十二条の九十三	第十二条の九十四	第十二条の九十五	第十二条の九十六	第十二条の九十七	第十二条の九十八	第十二条の九十九	第十二条の百
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	--------

第十二条第二項の第三十一項第三項において第九第二項又は第四項

成元年法律第八十二号)第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

第四章 指定試験機関 (指定の申請)

第三十五条 法第四十六条第二項の規定により指定試験機関の指定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定試験機関指定申請書を提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 試験事務を行うおととする事務所の名称及び所在地

三 前号の事務所ごとの試験員の数

四 試験事務の開始の予定日

五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員の名簿及び履歴書

五 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 試験事務を行うおととする事務所ごとに試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

九 試験員の選任に関する事項を記載した書類

十 現に行っている業務の概要を記載した書類

十一 役員のうち法第四十七条第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足る書類

十二 その他参考となる事項を記載した書類 (指定試験機関の名称等の変更の届出)

第三十六条 指定試験機関は、法第四十八条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定試験機関名称等変更届出書を提出しなければならない。

一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地

二 変更の予定日 (試験員の要件)

第三十七条 法第四十九条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 資格者証の交付を受けている者であつて、貨物自動車運送事業の運行管理者として三年以上の実務の経験を有する者であること。

二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者であること。

(役員)の選任及び解任の認可の申請

第三十八条 指定試験機関は、法第五十条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定試験機関役員選任(解任)認可申請書を提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者の氏名又は解任しようとする役員

二 選任の場合にあつては、その者の履歴

三 解任の場合にあつては、その理由

四 役員を選任しようとする者が法第四十七条第二項第四号イ及びロのいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類を添付しなければならない。

一 試験員の氏名

二 選任の場合にあつては、その者の履歴並びにその者が試験事務を行う事務所の名称及び所在地

三 解任の場合にあつては、その理由

四 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者が第三十七条に規定する試験員の要件を備えることを明らかにする書類を添付しなければならない。

(試験事務規程)

第四十条 法第五十二条第一項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 試験事務を行う事務所に係る事項
- 三 手数料の収納の方法に関する事項
- 四 試験事務の実施の方法に関する事項
- 五 試験の結果の通知に関する事項
- 六 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 七 試験事務に関する秘密の保持に関する事項

(昭和二十四年法律第二百四十一号) 第二条第二項に規定する通運事業の事業用自動車の運行の管理に関する実務の経験は、改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十四条に規定する一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の運行の管理に関する実務の経験とみなす。

附則 (平成九年三月二日運輸省令第一五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成九年二月二五日運輸省令第八一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

5 旧様式省令第三号様式又は第四号様式による登録事項等証明書交付請求書並びに第十三条の規定による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第二号様式から第四号様式までによる運行管理者資格者証交付申請書、運行管理者資格者証訂正申請書、運行管理者資格者証再交付申請書及び運行管理者試験受験申請書は、それぞれ新様式省令第三号様式又は第四号様式並びに第十三条の規定による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第二号様式から第四号様式までにかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、押印することを要しない。

附則 (平成一〇年二月二日運輸省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年三月二二日運輸省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年七月二日国土交通省令第一〇八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十三年九月一日から施行する。ただし、第二十四条中「一に該当する者であり、かつ、二十才以上の者でなければならぬ」を「いずれかに該当する者でなければならぬ」に改める改正規定及び第三十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「旧規則」という。)第二十四条第一号に規定する講習を受講した者は、この省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「新規則」という。)第二十四条第一号に規定する国土交通大臣が認定する講習を受講した者とみなす。

3 この省令の施行前に旧規則第三十一条第二項に規定する講習を修了した者は、新規則第三十一条第二項に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了した者とみなす。

4 この省令の施行の際に交付されている旧規則第一号様式による運行管理者資格者証は、新規則第一号様式による運行管理者資格者証とみなす。

附則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則 (平成一五年一月二〇日国土交通省令第六号) 抄

第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成一五年二月一四日国土交通省令第一一号) 抄

第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成一五年九月二六日国土交通省令第九五号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月二六日国土交通省令第二八号)

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則 (平成一七年三月七日国土交通省令第二二号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号) 抄

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この省令の施行の際に一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者(その事業の規模がこの省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の三に規定する規模未満であるものを除く。)又は第二種貨物利用運送事業(同令第三十四条において準用する同令第二条の三に規定する規模未満であるものを除く。)を営む者は、施行日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。

附則 (平成一九年三月二六日国土交通省令第一七号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年六月二日国土交通省令第三九号)

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附則 (平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年五月一八日国土交通省令第三六号)

この省令は、平成二十一年五月十八日から施行する。

附則 (平成二二年九月二八日国土交通省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則 (平成二二年四月二八日国土交通省令第三〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十三年五月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三一日国土交通省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年三月二八日国土交通省令第二四号) 抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月十六日から施行する。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行前に第二条の規定による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「旧安全規則」という。)第十条第二項(旧安全規則第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣が認定した適性診断は、第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「新安全規則」という。)第十条第二項(新安全規則第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣が認定した適性診断とみなす。

第五条 この省令の施行前に旧安全規則第十八条第三項及び第二十三条第二項(これらの規定を旧安全規則第三十四条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一号並びに第三十一条第二項の規定により国土交通大臣が認定した講習は、それぞれ新安全規則第十八条第三項及び第二十三条第一項(これらの規定を新安全規則第三十四条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一号並びに第三十一条第二項の規定により国土交通大臣が認定した講習とみなす。

附則 (平成二四年三月三〇日国土交通省令第二九号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年三月二九日国土交通省令第一四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の公布の際現に一般貨物自動車運送事業者等又は特定第二種貨物利用運送事業者の営業所であつて、五両未満の事業用自動車(運送車)の改正前の規格第九号第三号に規定する運送車(以下「改正前の運送車」という。)及び被けん引自動車を除く。)の運行を管理するものについては、平成二十六年四月三十日までの間は、この省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第一項(同令第三十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成二十六年一月二二日国土交通省令第六号) 抄

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(施行期日)

附則 (平成二十六年二月一日国土交通省令第九号)

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第九号第一号の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
(運行記録計による記録に関する経過措置)

2 前項ただし書に規定する日前に道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七号第一項の規定による登録を受けた事業用自動車に係るこの省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第九号第一号の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則 (平成二十九年五月三一日国土交通省令第三四号)

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則 (平成二十九年七月一八日国土交通省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十九年二月二八日国土交通省令第七三三号) 抄

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
(施行期日)

3 (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴う経過措置)
この省令の施行の際現に一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者(その事業の規模が第二条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「旧規則」という。))第二条の三に規定する規模未満であつて第二条による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「新規則」という。))第二条の三に規定する規模以上であるもの(以下「経過措置対象者」という。))又は特定第二種貨物利用運送事業者(旧規則第三十四条において準用する旧規則第二条の三に規定する規模未満であつて新規則第三十四条において準用する新規則第二条の三に規定する規模以上であるものに限る。)を経営する者は、同条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をすることを要する。

附則 (平成三十年四月二〇日国土交通省令第四〇号)

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

附則 (平成三十年六月二七日国土交通省令第五一号)

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附則 (令和元年五月一〇日国土交通省令第二号)

この省令は、令和元年六月十五日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年八月一日国土交通省令第二七号)

この省令は、令和元年十一月一日から施行する。

附則 (令和元年十二月一六日国土交通省令第四七号) 抄

1 この省令は、令和元年十一月一日から施行する。
(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和二年一〇月三〇日国土交通省令第八六号)

この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年一月二日国土交通省令第八七号) 抄

1 この省令は、令和三年二月一日から施行する。ただし、第一条中海上運送法施行規則第二十三号の十一、第三号の改正規定(同号ハ中「事故」の下に、「災害」を加える部分を除く。及び次条から附則七条までの規定は、公布の日から施行する。)

附則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三三号) 抄

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
(施行期日)

附則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則 (令和五年三月三一日国土交通省令第三一号) 抄

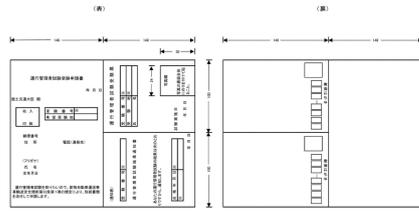
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
附則 (令和五年一〇月一〇日国土交通省令第八三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は令和六年四月一日より施行する。ただし、第一条中旅客自動車運送事業運輸規則第四十一条の十一、第四十七号の九、第四十八号の四、第四十八号の五及び第四十八号の十二の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日国土交通省令第四二二号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第4号様式(第32条関係)



- 注(1) 空の欄は記入しないこと。
- 注(2) 縦書き関係書類受取部に貼る写真は、最近六月以内に撮影した顔照、正面、土三分身、教育費のものであること。
- 注(3) 寸法の単位は、センチメートルとする。